

上級相続診断士
練習問題②
模範解答・解説書

- (問1) 解答 ○
解説 弁護士資格を有しない者が事件性のある法律相談を無償で行った場合でも、弁護士法に抵触する可能性があります。
- (問2) 解答 ×
解説 弁護士資格を有しない者でも相続関連セミナーを開催し、講師として一般的な相続の説明を行うことは可能です。
- (問3) 解答 ×
解説 弁護士資格を有しない者が業として有償で行う遺言書作成のアドバイス（法律相談）を行うことは、弁護士法に抵触します。
- (問4) 解答 ×
解説 公正証書遺言の証人は、未成年者及び遺言者の推定相続人、受遺者等の利害関係人以外の者であれば、弁護士に限られずになることができます。
- (問5) 解答 ○
解説 税務セミナーを開催することは、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
- (問6) 解答 ×
解説 税理士資格を有しない者が、相続税の試算をすることは有償無償を問わず税理士法に抵触します。
- (問7) 解答 ○
解説 顧客からの委任状があれば、戸籍謄本等の書類を集めることが可能です。
- (問8) 解答 ○
解説 司法書士資格を有しない者は、有償無償を問わず、相続登記の申請を代理することは司法書士法に抵触する可能性があります。
- (問9) 解答 ×
解説 相続診断士は遺言執行者に就任することができます。ただし、未成年者と破産者は遺言執行者となることができません。
- (問10) 解答 ○
解説 相続診断士は、任意後見人となることができます。ただし複雑な場合は専門家への橋渡しに徹しましょう。

(問 11) 解答 1

- 解説
- ・長女は相続を放棄しているため、「相続人」には配偶者X、長男と養子である孫Aの3人が該当する。
 - ・長女は遺贈により財産を取得していないので、平成26年の現金1,000万円の贈与は、生前贈与加算されない。
 - ・長男が受けた2,000万円の贈与は相続開始前3年以内のため、生前贈与加算される。
 - ・配偶者Xは相続開始前3年以内に甲から贈与により財産を取得しているが、贈与税の配偶者控除2,000万円までは生前贈与加算の規定の適用はない。
 - ・昨年孫Aが贈与を受けた200万円が生前贈与加算される。

(問 12) 解答 2

解説 基本問題です。相続人と相続分、法定相続人や法定相続人の数については必ず確認しておいてください。

(問 13) 解答 2

解説 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の数

本問の場合 3,000万円+600万円×4人(注)

(注) 配偶者・長男・長女・孫A の4人

(問 14) 解答 2

解説 200万円(現金)+200万円(株式)+100万円(現金)=500万円

平成26年分・・・3年超の贈与で加算対象外。

平成27年分・・・贈与税の配偶者控除の適用を受けた部分は加算しない。

平成28年分・・・基礎控除額以下である部分も加算の対象となる。

(問 15) 解答 4

解説 基本問題です。相続人と相続分、法定相続人や法定相続人の数については必ず確認しておいてください。

(問 16) 解答 3

解説 延納期間の最長年数は不動産等の割合によって決まり、さらに、不動産等に係る延納相続税額と動産等(その他の財産)に係る延納相続税額とに区分される。

不動産等の価額の割合	不動産等の価額に対応する相続税額	その他の財産に対応する相続税額
原則 50%未満	5年	5年
50%以上 75%未満	15年	10年
75%以上	20年	10年

不動産等の割合が 70%であるため、最長の延納期間は不動産等に係る延納相続税額が 15 年、動産等に係る延納相続税額が 10 年となる。

不動産等に係る延納相続税額 $14,000 \text{ 万円} \times 70\% = 9,800 \text{ 万円} > 9,150 \text{ 万円}$

したがって、9,150 万円はすべて不動産等にかかる延納相続税額となる。

$9,150 \text{ 万円} \div 15 \text{ 年} = 610 \text{ 万円}$

(問 17) 解答 1

解説

	(遺留分)		(法定相続分)	
長女の遺留分の割合	$1/2$	\times	$1/8$	$= 1/16$
遺産総額	32,000 万円	\times	$1/16$	$= 2,000 \text{ 万円}$
長女が侵害された遺留分の金額	$2,000 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$			

(問 18) 解答 3

解説

A 契約 長男 A 4,000 万円
 B 契約 二男 B 4,000 万円
 C 契約 長男 A 保険事故未発生 (被保険者 妻乙)
 D 契約 長女 C 1,000 万円
 $\therefore 4,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} = 9,000 \text{ 万円}$

(問 19) 解答 2

解説

生命保険金等の非課税金額
 $500 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数 (4人)} = 2,000 \text{ 万円}$
 $4,000 \text{ 万円 (長男 A)} + 1,000 \text{ 万円 (長女 C)} = 5,000 \text{ 万円} > 2,000 \text{ 万円}$
 \therefore 長男 A 分 $2,000 \text{ 万円} \times 4,000 \text{ 万円} / 5,000 \text{ 万円} = 1,600 \text{ 万円}$
 長女 C 分 $2,000 \text{ 万円} \times 1,000 \text{ 万円} / 5,000 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$
 ※二男 B は相続人でない (相続放棄をしている) ため非課税の適用なし。
 長男 A さんの課税価格に算入される金額
 $4,000 \text{ 万円} - 1,600 \text{ 万円} = 2,400 \text{ 万円}$

(問 20) 解答 1

解説 ①課税遺産総額

$$30,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人}) = 24,600 \text{ 万円}$$

②相続税の総額

$$\text{妻} \quad 24,600 \text{ 万円} \times 1/2 = 12,300 \text{ 万円}$$

$$12,300 \text{ 万円} \times 40\% - 1,700 \text{ 万円} = 3,220 \text{ 万円}$$

長男、長女、二男

$$24,600 \text{ 万円} \times 1/6 = 4,100 \text{ 万円}$$

$$4,100 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円} = 620 \text{ 万円}$$

$$3,220 \text{ 万円} + 620 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 5,080 \text{ 万円}$$

(問 21) 解答 2

解説 (控除の対象となるもの)

- ・債務・・・銀行借入金・固定資産税・アパート預り敷金
※墓地買入未払金・弁護士費用は控除できない。
- ・葬式費用・・・通夜費用・葬式費用
※法要費用・香典返戻費用は控除できない。

(問 22) 解答 1

解説

(単位：万円)

財産内容	現状	対策後	差額
土地	16,000	14,320	△1,680
建物	—	11,900	11,900
定期預金	—	—	—
借入金	—	△20,000	△20,000
合計	16,000	6,220	△9,780

土地 1階の評価 4,000 万円

2階～3階の評価 8,000 万円 $\times (1 - 70\% \times 30\% \times 100\%) = 6,320$ 万円

4階の評価 4,000 万円

対策後の評価 4,000 万円 + 6,320 万円 + 4,000 万円 = 14,320 万円

建物 1階の評価 3,500 万円

2階～3階の評価 7,000 万円 $\times (1 - 30\% \times 100\%) = 4,900$ 万円

4階の評価 3,500 万円

対策後の評価 3,500 万円 + 4,900 万円 + 3,500 万円 = 11,900 万円

(問 23) 解答 3

解説 ①相続税の課税価格の合計額 $33,000 \text{ 万円} - 3,000 \text{ 万円} = 30,000 \text{ 万円}$

②遺産に係る基礎控除額 $3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 5 \text{ 人 (注)} = 6,000 \text{ 万円}$

③課税遺産総額 ①-②=24,000 万円

(注)本問での「法定相続人」は、妻、長男、長女、二男、長男の妻(養子)、孫A(養子)であるが、被相続人に実子がある場合に法定相続人の数に算入する養子の数は1人とされるので、法定相続人の数は5人となる。なお、長女は相続を放棄しているが、「法定相続人」は相続の放棄がなかったものとした場合における相続人であるため、「法定相続人」に含まれる。

(問 24) 解答 3

解説 ①法定相続分

妻 $1/2$

長男・長女・二男・長男の妻または孫A (4人)

$1/2 \times 1/4 = 1/8$

②法定相続分に応ずる取得金額(課税遺産総額×法定相続分)

妻 $24,000 \text{ 万円} \times 1/2 = 12,000 \text{ 万円}$

長男・長女・二男・長男の妻または孫A

$24,000 \text{ 万円} \times 1/8 = 3,000 \text{ 万円}$

③相続税の総額(上記②に応ずる相続税を算出し、合計する)

妻 $12,000 \text{ 万円} \times 40\% - 17,000 \text{ 千円} = 3,100 \text{ 万円}$

長男・長女・二男・長男の妻または孫A (4人)

$3,000 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 400 \text{ 万円}$

よって、相続税の総額は、 $3,100 \text{ 万円} + 400 \text{ 万円} \times 4 \text{ 人} = 4,700 \text{ 万円}$ となる。

(問 25) 解答 4

解説 孫Aの納付すべき相続税額

①算出相続税額を求める。 $5,000 \text{ 万円} \times 3,000 \text{ 万円} / 30,000 \text{ 万円} = 500 \text{ 万円}$

②相続税の2割加算額を計算する。 $500 \text{ 万円} \times 20\% = 100 \text{ 万円}$

③納付すべき相続税額は①+②。 $500 \text{ 万円} + 100 \text{ 万円} = 600 \text{ 万円}$

(問 26) 解答 4

解説 1級または2級の身体障害者は、特別障害者に該当する。本問の孫Aは2級であるため、「特別障害者」に該当する。この場合の障害者控除額は、20万円に二男が85歳に達するまでの年数を乗じた金額を控除額とする。

障害者控除額 = $20 \text{ 万円} \times (85 \text{ 歳} - 25 \text{ 歳 (注)}) = 1,200 \text{ 万円}$

(注) 25歳9ヵ月 → 25歳 (9ヵ月は切捨て)

(問 27) 解答 2

解説 長男の贈与税

$$(3,000 \text{ 万円} - 2,500 \text{ 万円}) \times 20\% = 100 \text{ 万円}$$

(問 28) 解答 3

解説 $200 \text{ 万円} \times 70\% + 500 \text{ 万円} = 640 \text{ 万円}$

(問 29) 解答 3

解説 次の価額のうち、最も低いもので評価する。

①課税時期の終値 270 円

※終値がないので1月5日と9日の終値の平均値を採用

②課税時期の属する月の毎日の終値の平均額 275 円

③課税時期の属する月の前月の毎日の終値の平均額 285 円

④課税時期の属する月の前々月の毎日の終値の平均額 290 円

したがって、最も低いのは 270 円

$$270 \text{ 円} \times 3 \text{ 万株} = 810 \text{ 万円}$$

(問 30) 解答 4

解説 敷地の評価は、建物の利用状況に応じて評価される。

敷地は自用地評価となる。

(1) 宅地の自用地評価額

$$400 \text{ 千円} \times 1.00 + 300 \text{ 千円} \times 0.96 \times 0.03 = 408,640 \text{ 円}$$

$$408,640 \text{ 円} \times 525 \text{ m}^2 = 214,536,000 \text{ 円} \cdots \cdots \text{当該宅地の相続税評価額}$$

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」については、事業用に相当する部分については400㎡まで80%減額、居住用するに相当する部分については330㎡まで80%減額、不動産賃貸部分については相続税の申告期限まで継続して所有し不動産貸付を行っていた場合には貸付事業用宅地等に該当するため、貸家建付地部分についても特例対象面積までに限り、特例を適用できる。

(2) 小規模宅地等の減額金額

特定居住用宅地等

$$214,536,000 \text{ 円} \times 1/4 \times 80\% = 42,907,200 \text{ 円}$$

(3) 当該宅地の評価額

$$(1) - (2) = 171,628,800 \text{ 円}$$

- (問 31) 解答 ○
解説 相続人は相続開始の時から、被相続人の一身に専属したものを除き、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します。
- (問 32) 解答 ○
解説 遺留分を有する推定相続人の廃除は、遺言によってもすることができます。
- (問 33) 解答 ○
解説 「以前死亡」は代襲原因となるため、被相続人の子が死亡していた場合には、その者の子（孫）が相続人となります。
- (問 34) 解答 ×
解説 相続人が配偶者と直系尊属の場合、配偶者 3 分の 2、直系尊属 3 分の 1 の割合で相続します。
- (問 35) 解答 ×
解説 相続人が直系尊属と兄弟姉妹の場合、直系尊属のみが相続人となるため、直系尊属が全財産を相続します。
- (問 36) 解答 ○
解説 相続人が相続財産の全部を処分することは、法定単純承認事由に該当し、単純承認したものとみなされます。
- (問 37) 解答 ○
解説 相続人が実子と養子の場合、両者に差はなく、法定相続分は同等となります。
- (問 38) 解答 ×
解説 相続の放棄は、自己に相続の開始があったことを知った時から 3 か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。
- (問 39) 解答 ×
解説 相続開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可が必要となります。

(問 40) 解答 ×

解説 任意後見契約は、必ず公正証書によって行わなければなりません。

(問 41) 解答 2

(問 42) 解答 1 0

(問 43) 解答 4

(問 44) 解答 7

(問 45) 解答 1 3

解説 法定相続人は、長男、二男と三男で、法定相続分は各 3 分の 1

相続税額 $94,800 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 90,000 \text{ 万円}$

$90,000 \text{ 万円} \div 3 \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 10,800 \text{ 万円}$

$10,800 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 32,400 \text{ 万円}$

駐車場①に賃貸マンションを建築した場合

土地 $15,000 \text{ 万円} \times (1 - 60\% \times 30\%) = 12,300 \text{ 万円}$

建物 $10,000 \text{ 万円} \times (1 - 30\%) = 7,000 \text{ 万円}$

借入金 19,300 万円

※駐車場①の評価額はゼロになる

相続税額 $94,800 \text{ 万円} - 15,000 \text{ 万円} - (3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人}) = 75,000 \text{ 万円}$

$75,000 \text{ 万円} \div 3 \times 45\% - 2,700 \text{ 万円} = 8,550 \text{ 万円}$

$8,550 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 25,650 \text{ 万円}$

相続税額の軽減 $32,400 \text{ 万円} - 25,650 \text{ 万円} = 6,750 \text{ 万円}$